

第53回 鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

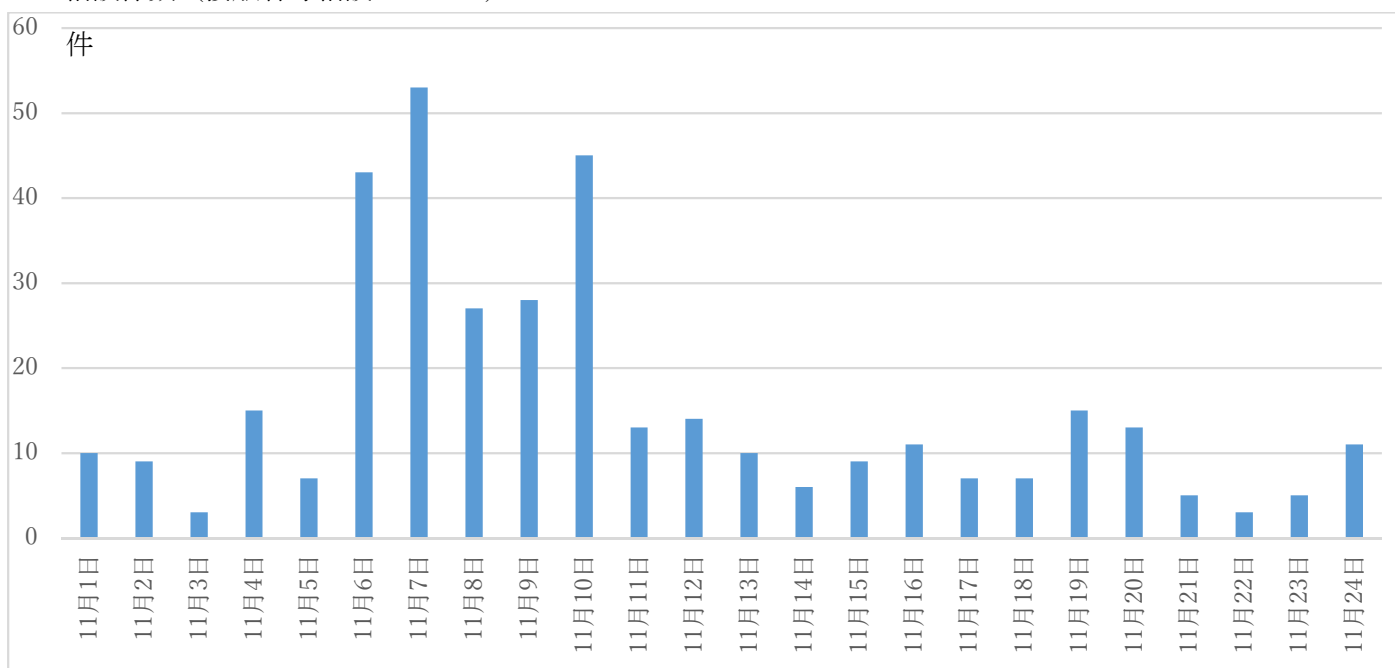
日時：令和2年11月25日（水） 17時00分～
場所：災害対策本部室（本庁舎3階）ほか

- 1 開 会
- 2 本部長あいさつ
- 3 協議・報告事項
 - （1）相談、検査等の状況について
 - （2）鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）の概要について
 - （3）イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について
 - （4）新型コロナウイルス感染症患者の行動歴による店舗・施設等公表基準の一部改正について
 - （5）各部局の対応について
- 4 その他
- 5 閉 会

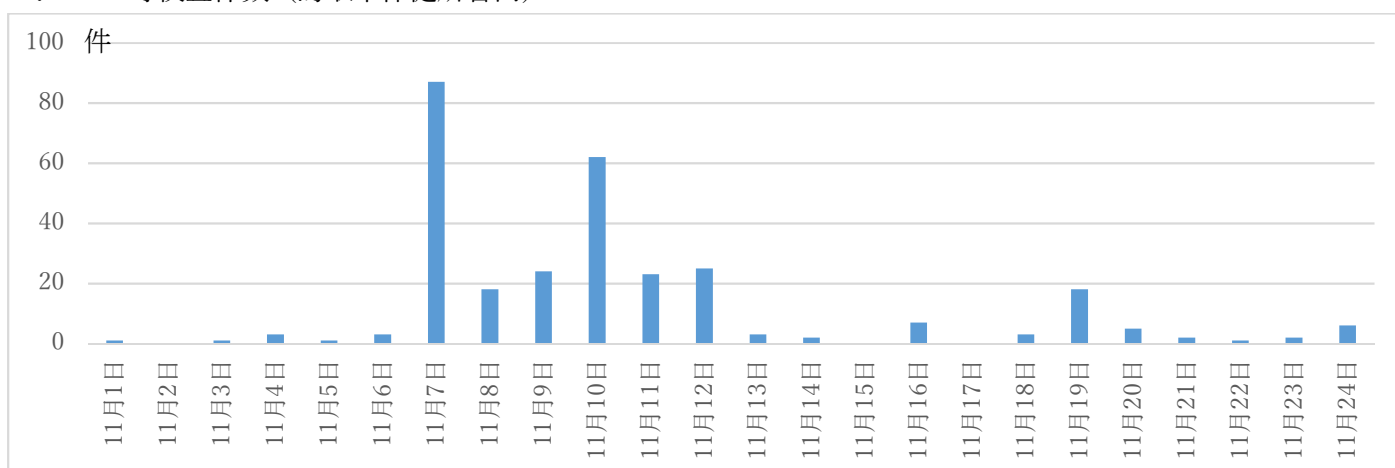
新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査等の状況について

R2. 11. 25
鳥取市保健所

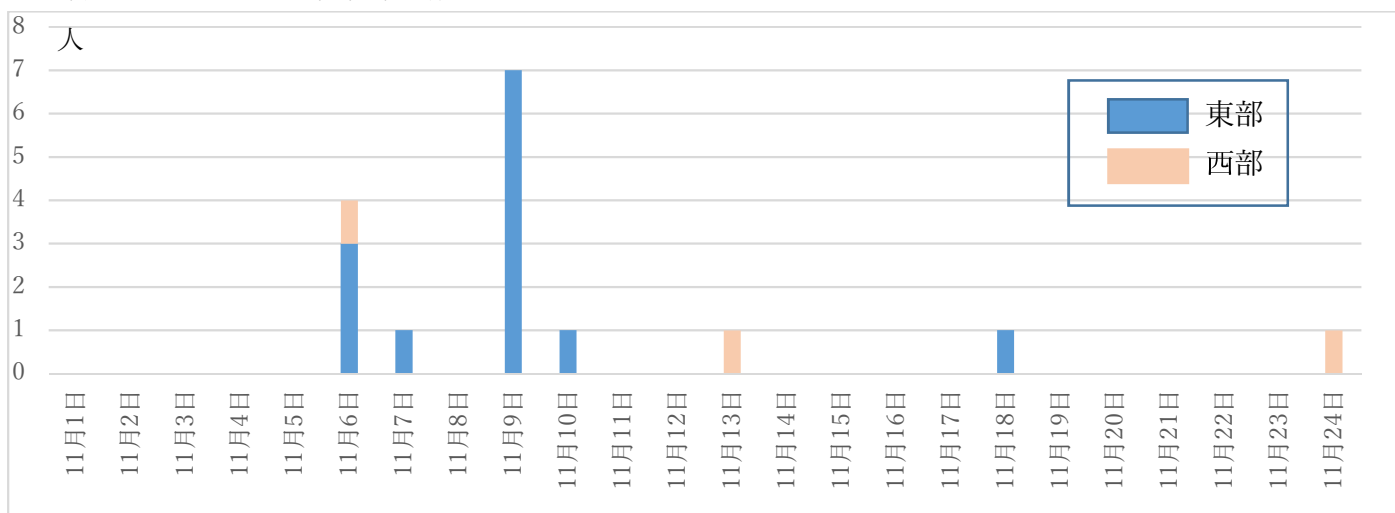
1. 相談件数（接触者等相談センター）



2. PCR 等検査件数（鳥取市保健所管内）



3. 新型コロナウイルス陽性確定数



鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第４６回）

- 日時：令和２年１１月２４日（火） 午後５時１５分～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第２庁舎３階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新时代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
総務部、福祉保健部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター
- 議題：
 - （１）症例報告等について
 - （２）その他

県内における新型コロナウイルス感染症患者の確定について(54例目・第2報)

【54例目】

1 概要

性別：男性

年代：60代

居住地：島根県松江市

職業：非公表

2 経過

11/19（木） 発熱【発症日】

11/23（月） 発熱。県内医療機関Aを受診。

11/24（火） 県内医療機関Aを再受診し、検体採取。医療機関AでPCR検査を実施。
陽性判定。

3 発症日14日前からの県内の行動歴：11/23、24の県内医療機関A受診以外なし

4 患者への対応：本県から居住地を管轄する松江保健所に情報提供。
松江保健所が入院勧告。積極的疫学調査を実施。

5 本県内の接触者等の調査状況：松江保健所の調査情報を共有し、県内接触者があれば
PCR検査を本県で実施。（11/24：2名検査中）

6 その他：発生届が本県に提出されたため、本県の陽性者数に計上。

陽性者の発生に伴う関西本部の対応

関西本部においては、11/21（土）、職員1名が陽性となったところであるが、事務所の消毒を行い、24（火）より、リモートワーク、在宅勤務を強化し、出勤体制を縮小して業務を実施

<陽性者発生の経緯>

（場所はいずれも県外であり、鳥取県への立ち入りはなし）

- ・11/15（日）当該職員が知人と会食
- ・11/19（木）夜に知人の陽性が判明
- ・11/21（土）PCR検査により陽性が判明
- ・11/22（日）大阪府内の指定医療機関に入院
- ・11/24（火）現在、発熱症状あり

※関西本部の濃厚接触者2名は、11/24（火）にPCR検査を実施

陽性者の発生に伴う東京アンテナショップの対応

○東京アンテナショップにおいては11/24（火）、1階物販運営事業者 フジランドの職員1名（年齢・性別非公表）の陽性が判明。

○速やかに、アンテナショップ全体を閉店し、明日まで閉店して店内を徹底的に消毒を実施。

○なお、アンテナショップ内のフジランド、稲田屋、岡山県、鳥取県ともに、勤務中は常時マスクを着用しており、体調不良者もない。今後、保健所の指示を受け慎重に検討の上、支障がないと判断された場合、営業を再開する。（最も早ければ、11/26（木）から）

<陽性者発生の経緯>

- ・20日（金） 通常勤務 喉に軽い違和感、37度
- ・21日（土） 通常勤務 嗅覚に違和感、鼻水・咳・喉の痛み
- ・22日（日） 公休日 夕方に味覚・嗅覚に違和感
- ・23日（月祝） 休暇（症状があるため）
- ・24日（火） 朝にPCR検査、14時半に陽性確定

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 11月24日 15:00現在	ステージⅢ(※) の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	4% (7/170床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	2% (7/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	0% (0/40床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数 (対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			1人 (実数7人)	15人以上
監視体制	③ 検査陽性率 (直近1週間)※11/16～22			0.1% (1/803人)	10%以上
感染状況	④ 陽性者数 (対人口10万人/週)※11/16～22			0.2人 (実数1人)	15人以上
	⑤ 陽性者数の直近1週間 (11/16～22)と前週の比較			少ない (1人/9人)	多い
	⑥ 感染経路不明割合 (直近1週間)※11/16～22			100% (1/1人)	50%以上

※ステージⅢ：感染者急増段階（感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階）

⑥の指標は目安を超えているが、感染拡大リスクを判断する上で重要な病床占有率は目安を大幅に下回っていることから、本県はステージⅢには達していないと考えられる。

県民の皆様へ

- ◆全国で連日2,000人を超える新規感染者が確認され、「第3波」ともいえる状況であり、最大限の警戒をしなければならない時期となっています。
- ◆GoToトラベル事業で対象外となった地域については、不要不急の往来は控えていただきますようお願いします。
- ◆「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」については、その往来の必要性について、今一度、十分にご検討くださるようお願いします。
- ◆親しき仲にもマスクあり！
社会生活でマスクをつけることは「礼儀」です。
マスクの着用が、あなた、ご家族、大切な人たち、地域や国を感染から守ります。
親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。
特に狙われる会食時は、大騒ぎを控え、少人数・短時間で、できるだけマスクを着用しましょう。
「新型コロナ克服3カ条」をしっかり守り、新型コロナを克服しましょう。
- ◆ご自身の予防と感染拡大防止のため、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や接触確認アプリ「COCOA」などを活用しましょう。

県外からいらっしゃる皆様へ

- ◆体調に不調が生じた場合には、来県を控えてください。
- ◆「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に万全の注意を払っていただきますようお願いします。
- ◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】

受付時間: 9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外: [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135

[西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135

[西部] TEL0859-31-0029

今後の感染拡大に備えた県庁業務体制の見直し

■ 2 系統体制の常設化

- ・職員が罹患するなど、県内での感染まん延期においても、公金等の支出を止めないよう、予備の執務室を常設する
 - ✓ 公金支払業務を担う所属（統括審査課・庶務集中課）の職員を2グループに分離し、警報時にはただちに移行
 - ✓ 還付等の税務業務は、各県税事務所・税務課の間で相互にバックアップ

■ 県外本部の現地体制の縮小

- ・東京都、大阪府、愛知県はいずれも感染が拡大し、特に警戒を要する地域であることから、職員の鳥取県内への帰任（県庁内に「分室」を設置してリモートワーク）により現地体制を縮小

■ 在宅テレワーク環境の整備

- ・今年度整備したテレワーク用パソコン約200台を活用し、合計約350台による在宅テレワーク環境を整備

■ オンラインによる業務実施環境の整備

- ・新たに構築したオンライン会議用ネットワークにより、庁内・外部団体等との会議や在宅テレワーク職員とのオンラインミーティングの接続環境を整備

新型コロナ対策に係る職員の対応

■ 職員の県外出張の取扱

- ・GoToトラベル事業の対象外地域となった場合、当該地域への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える（出張は基本的にオンライン形式で代替）
- ・県外出張する場合は、用務先の感染拡大状況をよく確認し、基本的な感染対策を徹底するとともに、感染リスクの高い場所には絶対に立ち入らない

■ 基本的な感染対策の徹底

- ・「三つの密」の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染対策を徹底
- ・会食の際のルール（飲酒は少人数・短時間、席の配置は斜め向かい、料理は個人ごとに配膳など）を徹底

令和2年5月26日
(令和2年11月25日修正)

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部

イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について

イベント・会議等（以下「イベント等」）については、下記の開催の検討項目及びイベント開催要件（令和2年11月14日開催鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第44回））及び感染状況等を踏まえたうえで開催を検討する。

ただし、鳥取市コロナシグナル（以下「シグナル」）がONの間中はシグナルの活動制限の考え方に基づいた対応を行うものとする。

1. 開催の検討項目

国・県からの通知や「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドランの遵守」を前提に、感染防止策などの実施を行うこと。

2. イベント開催要件（対象期間：12月1日～当面令和3年2月末）

区分	収容率等		人数上限
	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	
席がある場合	収容率100%以内 (飲食を伴うが発声がないもの)	収容率50%以内	①収容人数1万人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)
席がない場合	人と人とが接触しない 程度の間隔	十分な人と人との間隔 (1m)	

※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。

◆現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、現在の基準に戻すこととする
<現在の基準> 感染防止策を徹底して次の基準で実施。

【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数

【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保（概ね2m）

・市以外の主催団体におかれても、開催の検討項目を参考にさせていただくよう要請を行う。

3. 開催中止・延期

感染が確認された日の次の日から起算して1週間を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。

ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。

鳥取市コロナシグナル

★新規陽性患者の発生に合わせた市の対応を共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止対策に努める。

シグナル		オフ	オン
東部で新規陽性患者		なし	あり
鳥取県版新型コロナ警報		東部で発令なし	東部で注意報以上の発令
活動制限	イベント・会議等	・手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止策を徹底すること。 ・イベント等の主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント・会議等前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけを行うこと。 ・イベント等の主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意をはらうこと。 ・イベント等の参加者には、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることを周知すること。 - また、発熱等の症状がある者はイベント等に参加しない措置を講じること。	感染が確認された日の次の日から起算して 1週間 を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。 ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。
	市有施設	— 感染発生を予防する事項の呼びかけ ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底	感染者が発症2日前以降に使用した施設は施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当たっては濃厚接触者（施設職員等）の陰性確認など感染のおそれのない運営環境を要件とする。 その他の施設については、イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方を踏まえ施設の開館継続・休館の判断を行う。ただし、福祉施設等臨時休業とする事で市民生活に重大な影響を及ぼす施設及び屋外スポーツ施設、公園、利用者が地域住民に限られ、かつ利用者が特定される施設はこの限りではない。 東部で鳥取県版新型コロナ警報の警報以上が発令期間中、各施設の判断で休館することを可能とする。

※1 東部で新規陽性患者確認された日の次の日から1週間新たに陽性患者が確認されない場合オフにする。

※2 シグナルの変更については、陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

4. 適用期間

この考え方は **12月1日** から適用する。また、感染等の状況により変更の可能性がある。

新型コロナウイルス感染症患者の行動歴による店舗・施設等公表 基準の一部改正について

新型コロナウイルス感染症患者の行動歴による店舗・施設等公表基準を次のとおり改める。

新型コロナウイルス感染者の行動歴による店舗・施設等公表基準

1 公表の目的

新型コロナウイルス感染者の立寄先の公表は、感染者と接触した可能性のある者を把握できない場合に、接触者を把握し、必要な対策を講じることで感染拡大防止を図るために行う。

2 店舗・施設等の公表

- (1) 感染者が感染させる可能性のある期間（発症の2日前から入院するまで）においては原則、公表する。ただし、店舗・施設等（以下「店舗等」という。）の同意を必要とする。
- (2) 感染者が感染を受ける可能性のあった期間（発症から2週間前以降3日前まで）においては、店舗等の協力が得られた場合公表する。
- (3) 上記（1）、（2）の場合であっても感染者がその店舗等を利用した時間の長さや店舗等の環境等を総合的に分析し、公表の必要がないと保健所が判断した場合は非公表とすることができる。
- (4) 上記（3）のほか、店舗等の協力により全ての従業員や利用者等の把握ができ、個別に連絡が行える場合は非公表とすることができる。
- (5) 上記（1）、（2）にかかわらず、クラスターの発生など、特に公衆衛生上緊急に公表を要する場合には店舗等の公表を行う。

【店舗等の公表基準】

期間	店舗・施設等の公表※2※3	
発症 14 日前から発症 3 日前まで （感染者が他の人から感染を受ける可能性のあった期間）※1	店舗・施設等の協力が得られる場合に公表する	クラスターの発生など、特に公衆衛生上緊急に公表を要する場合は左記に関わらず公表する
発症 2 日前から感染が判明して入院するまで （感染者が他の人に感染させる可能性のある期間）※1	原則、公表する （店舗、施設等に協力を強く要請し、公表を求める） ※ただし、同意が必要	

※1 新型コロナウイルス感染者に対する積極的疫学調査実施要領等による。

※2 感染者がその店舗等を利用した時間の長さや店舗等の環境等を総合的に分析し、公表の必要がないと保健所が判断した場合は非公表とすることができる。

※3 店舗等の協力により全ての従業員や利用者等の把握ができ、個別に連絡が行える場合は非公表とすることができる。

3 その他

公表に当たっては、感染者及び店舗等関係者に不当な差別、偏見が生じないよう個人情報保護に留意する。

4 この公表基準は令和2年11月25日から施行する。

令和2年11月25日
事務連絡

各所属長 様
職員各位

総務部長

新型コロナウイルス感染症に伴う職員の公務出張等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が続く中で、政府がG o T o
トラベルの運用見直しの調整に入るなど、県をまたぐ感染拡大の防止対策が進
められています。これを踏まえ、令和2年11月11日付事務連絡で通知した
新型コロナウイルス感染症に関する職員の公務出張等の取扱について、以下の
とおり改めます。

記

1. 公務出張の取り扱いについて

- (1) 鳥取県の基準により「感染流行嚴重警戒地域」（政府の感染症対策分科
会提言において、ステージⅢの判断目安とされているレベル）、に指定さ
れている地域への出張については、緊急性の高い業務を除き、控えていた
だきますようお願いします。
- (2) その他の地域については公務の内容、緊急性、必要性等を十分精査の上、
公務出張の実施について適切に判断していただくようお願いします。
出張の際には、マスクの着用・三つの密の回避・手指消毒など感染予防に
努め、対象地域の流行状況や各自治体が出す情報の確認など、感染防止対策
を徹底してください。
- (3) 引き続き国外出張は一律禁止します。

2. 私的旅行について

私的旅行につきましても**公務出張と同様**とします。

(担当) 総務部職員課
人事係 外線 0857-30-8116 内線 7141

経済観光部の対応

項目	内容
県関西本部 陽性者の発生に伴う市関西事務所の対応	○11/19（木）夜、県関西本部職員1人と接触のあった知人の陽性が判明したことに伴い、11/20（金）より、当該関西本部職員と濃厚接触者の可能性のある県関西本部職員、2次濃厚接触者の可能性がある市関西事務所職員1人他が自宅待機。 ・ 11/21（土）、当該関西本部職員に陽性が確認され、県関西本部職員2名が濃厚接触者として、11/24（火）PCR検査を実施。 ○11/24（火）より、市関西事務所は、県関西本部の依頼で、在宅勤務や出勤体制を縮小して業務を実施。本所自宅待機職員は、濃厚接触者の検査結果がでたうえでの対応。

健康こども部の対応

項目	内容
飲食店等に対する年末年始の巡回指導	飲食の機会が増加する年末年始において、飲食店等での感染拡大を防止するため、県と連携してリーフレットを配布するなど巡回指導を実施する。

出納室の対応

項目	内容
市職員に罹患者が発生するなど市内に感染がまん延したとき	・出納室職員以外の出納室内への立ち入りを制限する。 ・指定金融機関と業務内容・手順等について調整する。
出納室職員に罹患者が発生したとき	・会議室等別室を確保し、分散して業務を継続する。 ・複数職員が罹患し、出納事務に支障がある場合には、出納事務経験者が兼務により業務を行う。